

幼稚園、認定こども園を利用する場合

<1号認定:保護者に負担いただく金額について>

実費は補助金の対象外です。



②と④は施設ごとに異なります。各施設にお問い合わせください。

③は①+②の合計を超えない範囲で適用します。

階層区分		上段:利用者負担額(月額)		
		下段:保護者補助金上限額(月額)		
		1人	2人	3人以上
A	生活保護法第14条の規定による支援給付を受けている者が属する世帯等	0	0	0
		(9,500)	(9,500)	(9,500)
B-1	ひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	0	0	0
		(9,500)	(9,500)	(9,500)
B-2	市町村民税非課税世帯	3,000	1,500	0
		(9,500)	(9,500)	(9,500)
C	均等割のみ課税されている世帯	3,000	1,500	0
		(9,500)	(9,500)	(9,500)
D-1	所得割 12,000円未満の世帯	10,800	5,400	0
		(7,800)	(9,500)	(9,500)
D-2	12,000円以上 30,000円未満	11,500	5,750	0
		(7,800)	(9,500)	(9,500)
D-3	30,000円以上 48,600円未満	11,900	5,950	0
		(7,800)	(9,500)	(9,500)
D-4	48,600円以上 52,000円未満	13,300	6,650	0
		(7,800)	(9,500)	(9,500)
D-5	52,000円以上 56,000円未満	14,700	7,350	0
		(7,800)	(9,500)	(9,500)
D-6	ひとり親世帯等で56,000円以上 77,101円未満	15,100	7,550	0
		(7,800)	(9,500)	(9,500)
D-7	56,000円以上 77,101円未満	16,100	8,050	0
		(7,800)	(9,500)	(9,500)
D-8	77,101円以上 80,000円未満	18,100	9,050	0
		(6,800)	(8,900)	(8,900)
D-9	80,000円以上 211,201円未満	20,500	10,250	0
		(6,800)	(8,900)	(8,900)
D-10	211,201円以上 256,301円未満	25,700	12,850	0
		(5,700)	(8,300)	(8,300)
D-11	256,301円以上	25,700	12,850	0
		(3,300)	(3,300)	(3,300)

※( )内は保護者補助金の上限額です。各家庭での負担額は入園後に施設にお問い合わせください。

※新制度に移行しない幼稚園は、これまでどおり各施設で保育料が決定されます。